

掲示事項

令和7年3月31日現在

運営規程の概要

フリガナ	トクベツヨウゴロウジンホーム コンナリ		サービスの種類	介護老人福祉施設
事業所名	特別養護老人ホーム 古志乃里		事業所番号	1571100575
所在地	〒954-0045 見附市緑町20番1号		フリガナ	トクベツ ノリカス
			管理者	武田 信和
連絡先	電話番号	0258-62-1600	FAX番号	0258-62-1601
入所定員	100名(ユニット個室 100室 1ユニット定員10名×10ユニット)			
利用料	法定代理受領分	厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)		
	法定代理受領分以外	厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)		
その他の費用	食費 1日 1,980 円、居住費 ユニット型個室 2,280 円、入所者の希望による日常生活費(身の回り品及び教養娯楽費)実費、理美容代実費			

従業者の勤務体制

職種	職員数	備考
医師	1名	非常勤
介護職員	47名以上	
介護支援専門員	1名以上	
看護職員	5名以上	1名 機能訓練指導員と兼務
栄養士又は管理栄養士	1名以上	
機能訓練指導員	1名以上	
生活相談員	2名以上	

秘密の保持

○当施設の従業員は、その業務上知り得た入所者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。

○当事業者は、従業員が当施設の従業員でなくなった後においても、当事業者の責任において、当該従業員が業務上知り得た入所者及びその家族の秘密の保持を行います。

○当事業者は、サービス担当者会議等において入所者の個人情報を用いる場合は入所者の同意を、入所者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

利用料その他の費用の額

あなたがサービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、次の基本利用料のうち、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合の額です。

《介護老人福祉施設》

【基本部分（ユニット型個室）】

利用者の 要介護度	施設サービス費（1日あたり）			
	基本利用料	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	6,700円	670円	1,340円	2,010円
要介護2	7,400円	740円	1,480円	2,220円
要介護3	8,150円	815円	1,630円	2,445円
要介護4	8,860円	886円	1,772円	2,658円
要介護5	9,550円	955円	1,910円	2,865円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の内容	1割負担	2割負担	3割負担
日常生活継続支援加算	重度の要介護状態の者や認知症の者、痰の吸引等が必要な者等のいずれかが入所者の総数に対し一定の割合を占めている場合	1日につき 46円	1日につき 92円	1日につき 138円
排せつ支援加算（Ⅰ）	医師又は医師と連携した看護師が支援によって排泄にかかる要介護状態を改善できると評価した入居者に対し、評価の結果等を厚生労働省へ提出かつ活用し、要因を分析した結果をふまえた計画に基づく支援をした場合	1月につき 10円	1月につき 20円	1月につき 30円
排せつ支援加算（Ⅱ）	排せつ支援加算（Ⅰ）の要件を満たしており、要介護状態の軽減が見込まれる方について排泄状態が改善した場合	1月につき 15円	1月につき 30円	1月につき 45円
排せつ支援加算（Ⅲ）	排せつ支援加算（Ⅰ）の要件を満たしており、要介護状態の軽減が見込まれる方について排泄状態が改善し、おむつの使用がなくなった場合	1月につき 20円	1月につき 40円	1月につき 60円
看護体制加算（Ⅰ）	常勤の看護師を1名以上配置した場合	1日につき 4円	1日につき 8円	1日につき 12円
看護体制加算（Ⅱ）	看護職員を常勤換算法で5名以上配置した場合	1日につき 8円	1日につき 16円	1日につき 24円

夜勤職員配置加算(Ⅱ)	夜勤職員を1名以上、上回って配置した場合	1日につき 18円	1日につき 36円	1日につき 54円
夜勤職員配置加算(Ⅳ)	夜勤職員配置加算(Ⅱ)に加え、夜勤勤務時間帯を通じて、看護職員を配置している事、又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合	1日につき 21円	1日につき 42円	1日につき 63円
初期加算	入所後30日と、入院が1ヵ月以上に及んだ場合の退院後の30日	1日につき 30円	1日につき 30円	1日につき 30円
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症入所者に対して施設サービスを行った場合	1日につき 120円	1日につき 120円	1日につき 120円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が、認知症で緊急入所が適当と判断した者に対し、対応をした場合(入所した日から起算して7日間)	1日につき 200円	1日につき 200円	1日につき 200円
退所時等相談援助加算	① 退所前後訪問相談援助を行った場合 ② 退所時相談援助を行った場合 ③ 退所前の連携・調整を行った場合	① 1回につき 460円 ② 1回に限り 400円 ③ 1回に限り 500円	① 1回につき 920円 ② 1回に限り 800円 ③ 1回に限り 1,000円	① 1回につき 1,380円 ② 1回に限り 1,200円 ③ 1回に限り 1,500円
退所時情報提供加算(Ⅰ)	施設から自宅等へ退所する入居者について、退所後の主治医に対して診療情報、心身状況、生活歴等の情報を提供した場合	退所時1回に限り 500円	退所時1回に限り 1,000円	退所時1回に限り 1,500円
退所時情報提供加算(Ⅱ)	施設から医療機関等へ退所する入居者について、退所後の主治医に対して診療情報、心身状況、生活歴等の情報を提供した場合	退所時1回に限り 250円	退所時1回に限り 500円	退所時1回に限り 750円
協力医療機関連携加算	医療機関が協力医療機関の要件を満たしかつ、協力医療機関との間で施設入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催している場合	1月につき 100円	1月につき 200円	1月につき 300円
	協力医療機関の要件を満たしていない場合	1月につき 5円	1月につき 10円	1月につき 15円

高齢者施設等 感染対策向上 加算（Ⅰ）	第二種協定医療機関との間で新興感染症発生時等の対応を行う体制の確保、かつ、協力医療機関等との間で一般的な感染症の対応の取り決めを行い、連携対応している場合かつ、感染症対策の届け出を行った医療機関または、地域の医師会等が行う研修や訓練に定期的に参加している場合	1月につき 10円	1月につき 20円	1月につき 30円
高齢者施設等 感染対策向上 加算（Ⅱ）	感染症対策の届け出を行った医療機関等から定期的に施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合	1月につき 5円	1月につき 10円	1月につき 15円
新興感染症等 施設療養費	入居者が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合、相談、診療及び入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ当該感染症に感染した入居者に対し、適切な感染対策を行った上で介護サービスを行った場合	1日につき 240円	1日につき 480円	1日につき 720円
(1月に1回、連続する5日間を限度)				
退所時栄養情 報連携加算	施設の管理栄養士が自宅や他の介護保険施設等の退所先に対して、栄養管理の情報を提供した場合	1月につき 70円	1月につき 140円	1月につき 210円
再入所時栄養 連携加算	施設から医療機関に入院し、退院時に特別食の提供が必要となった場合及び、入院先の管理栄養士と連携した場合	1回につき 200円	1回につき 400円	1回につき 600円
安全対策体制 加算	安全対策について研修を受けた担当者の配置、安全対策部門の設置がなされており、組織的に安全対策を実施する体制整備がされている場合	入所時に1回の み 20円	入所時に1回の み 40円	入所時に1回の み 60円
経口維持加 算（Ⅰ）	必要な体制が整備され、摂食機能障害があり、著しい誤嚥が認められる者に継続して経口による食事摂取を進める為の特別な管理を行った場合	1月につき 400円	1月につき 800円	1月につき 1,200円
経口維持加 算（Ⅱ）	経口維持加算（Ⅰ）の条件を満たし、かつ、協力歯科医療機関を定め、歯科医師等が特別な管理に加わった場合	1月につき 100円	1月につき 200円	1月につき 300円
経口移行加 算	必要な体制が整備され、経管栄養による食事摂取の方などが経口の食事摂取を進めるための栄養管理を行った場合	1日につき 28円	1日につき 56円	1日につき 84円
口腔衛生管理 加算（Ⅰ）	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入居者に対し口腔ケアを月2回以上行った場合	1月につき 90円	1月につき 180円	1月につき 270円

口腔衛生管理 加算（Ⅱ）	口腔衛生管理加算（Ⅰ）の要件に加えて口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省へ提出し、管理の実施にあたって情報を活用している場合	1月につき 110円	1月につき 220円	1月につき 330円
療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合	1回につき 6円	1回につき 12円	1回につき 18円
		(1日に3回を限度)		
栄養マネジメント強化 加算	管理栄養士を基準以上配置し、入居者の栄養状態に応じて食事の調整を実施かつ、厚生労働省に栄養状態等の情報を提出し、栄養管理にあたって情報を活用している場合	1日につき 11円	1日につき 22円	1日につき 33円
褥瘡マネジメント加算 （Ⅰ）	入居者毎の褥瘡発生と関連のあるリスクについて定期的に評価するとともにその結果を厚生労働省に提出し、管理の実施にあたって情報を活用しているかつ、褥瘡の発生リスクがある入居者に対して褥瘡ケア計画書を作成し管理、実施している場合	1月につき 3円	1月につき 6円	1月につき 9円
褥瘡マネジメント加算 （Ⅱ）	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の要件を満たしており、褥瘡の発生が予防できている場合	1月につき 13円	1月につき 26円	1月につき 39円
特別通院送 迎加算	透析を必要とする入居者に対し、家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があり、1月に12回以上通院のための送迎を行った場合	1月につき 594円	1月につき 1,188円	1月につき 1,782円
配置医師緊急 時対応加算	嘱託医が施設の求めに応じ、通常の勤務時間外、早朝、夜間又は深夜に施設を訪問して入居者に対して診療を行い、かつ診療を行った理由を記録した場合	通常の勤務時 間外の場合 1回につき 325円	通常の勤務時 間外の場合 1回につき 650円	通常の勤務時 間外の場合 1回につき 975円
		早朝・夜間の 場合 1回につき 650円	早朝・夜間の 場合 1回につき 1,300 円	早朝・夜間の 場合 1回につき 1,950 円
		深夜の場合 1回につき 1,300円	深夜の場合 1回につき 2,600円	深夜の場合 1回につき 3,900円

生産性向上推進体制加算 (I)	(II)の要件を満たし、データによる成果が確認されているかつ、見守り機器等のテクノロジーを複数導入しているかつ、職員間の適切な役割分担に取り組んでいる場合	1月につき 100円	1月につき 200円	1月につき 300円
生産性向上推進体制加算 (II)	入居者の安全並びに介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を行っているかつ、見守り機器等のテクノロジーを導入しているかつ、1年1回取り組みによる効果を示すデータの提供を行っている場合	1月につき 10円	1月につき 20円	1月につき 30円
看取り介護 加算(I)	医師が終末期にあると判断した入所者について、医師、看護師、介護職員等が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合	1日につき 死亡日45日前～ 31日前72円/ 日 死亡日30日前～ 4日前144円/ 日 死亡日前々 日、前日680 円/日 死亡日1,280 円/日	1日につき 死亡日45日前 ～31日前144 円/日 死亡日30日前 ～4日前288円 /日 死亡日前々 日、前日 1,360円/日 死亡日2,560 円/日	1日につき 死亡日45日前 ～31日前216 円/日 死亡日30日前 ～4日前432 円/日 死亡日前々 日、前日 2,040円/日 死亡日3,840 円/日
看取り介護 加算(II)	入所者に対する緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法及び曜日や時間ごとの医師との連絡方法や診察を依頼する具体的なタイミング等について医師と施設の間で、具体的な取り決めがなされている場合	1日につき 死亡日45日前～ 31日前72円/日 死亡日30日前～ 4日前144円/日 死亡日前々日、 前日780円/日 死亡日1,580円 /日	1日につき 死亡日45日前 ～31日前144 円/日 死亡日30日前 ～4日前288 円/日 死亡日前々 日、前日 1,560円/日 死亡日3,160 円/日	1日につき 死亡日45日前 ～31日前216 円/日 死亡日30日前 ～4日前432 円/日 死亡日前々 日、前日 2,340円/日 死亡日4,740 円/日
科学的介護推進体制加算 (I)	入居者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省へ定期的に提出し、かつ、情報を活用し、計画書やサービス提供の見直し等に活用している場合	1月につき 40円	1月につき 80円	1月につき 120円

科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)の要件に加え、心身の疾病の状況等を追加し、厚生労働省へ定期的提出している場合	1月につき 60円	1月につき 120円	1月につき 180円
在宅復帰支援機能加算	退所後の在宅生活について本人・家族等の相談支援を行うとともに、居宅介護支援事業者や主治医との連携を図るなど、在宅復帰支援を積極的に行い、かつ、一定割合以上の在宅復帰を実現している施設	1日につき 10円	1日につき 20円	1日につき 30円
在宅・入所相互利用加算	在宅と施設それぞれの介護支援専門員が利用者に関する情報交換を十分に行いつつ、複数の利用者が在宅期間及び入所期間を定めて、施設の同一個室を計画的に利用する場合	1日につき 40円	1日につき 80円	1日につき 120円
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	重度の認知症者が半数以上おり、認知症介護実践リーダー研修修了者を配置し、チームとして専門的なケアを実施した場合	1日につき 3円	1日につき 6円	1日につき 9円
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	認知症専門ケア加算(Ⅰ)を算定し、かつ認知症介護指導者研修修了者を配置し、研修計画を実施した場合	1日につき 4円	1日につき 8円	1日につき 12円
個別機能訓練加算(Ⅰ)	理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき、計画的に機能訓練を実施し、その評価を行っている場合	1日につき 12円	1日につき 24円	1日につき 36円
個別機能訓練加算(Ⅱ)	個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している入居者について個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当って情報を活用している場合	1月につき 20円	1月につき 40円	1月につき 60円
外泊時加算	病院への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合(月6日限度)	1日につき 246円	1日につき 492円	1日につき 738円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護職員の総数のうち介護福祉士が80%以上配置されている場合または勤続10年以上の介護福祉士が35%以上配置されている場合	1日につき 22円	1日につき 44円	1日につき 66円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護職員の総数のうち介護福祉士が60%以上配置されている場合	1日につき 18円	1日につき 36円	1日につき 54円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	7年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されている場合または介護福祉士が50%以上配置されている場合または常勤の職員が75%配置されている場合	1日につき 6円	1日につき 12円	1日につき 18円

介護職員処遇改善加算(I)	算定要件のキャリアパス要件5項目、月額賃金改善要件2項目、職場環境等要件2項目のうち9項目すべての要件を満たしている場合	1月につき (基本料金+算定加算)×14.0%
介護職員処遇改善加算(II)	算定要件のキャリアパス要件、月額賃金改善要件、職場環境等要件のうちキャリアパス要件4項目、月額賃金改善要件2項目、職場環境要件1項目を満たしている場合	1月につき (基本料金+算定加算)×13.6%
介護職員処遇改善加算(III)	算定要件のキャリアパス要件、月額賃金改善要件、職場環境等要件のうちキャリアパス要件3項目、月額賃金改善要件2項目、職場環境要件1項目を満たしている場合	1月につき (基本料金+算定加算)×11.3%

事故発生時の対応

○当事業者は、入所者に対する介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに入所者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

○当事業者は、入所者に対する介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

○当事業者は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の急変等があった場合は、協力病院において適切な対応がなされるよう必要な措置を講じます。

協力病院	名称	見附市立病院
	所在地	見附市学校町 2-13-50
	連絡先	0258-62-2800

非常災害対策

当事業者は、施設の所在する地域の環境及び入所者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

苦情処理の体制…・別紙2のとおり (「入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」を併せて掲示する)

第三者評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1あり	直近の実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1あり 2なし
	2なし		